

# 国民健康保険税の算定方式が変更になります

## ～資産割・平等割の廃止、子育て世帯の負担軽減など～

令和4年度より、茨城県において県内の国保税(料)の算定方式を統一する方針が示されたことから、算定方式(国保税を算定するための計算方式)を現行の4方式(所得割、資産割、均等割、平等割の合計)から2方式(所得割、均等割の合計)に変更し、それに伴い税率の改正を行います。

また、法改正により未就学児の均等割を軽減するとともに、市独自の軽減策として小学生～高校生についての均等割を減免する措置を行います。

### 1. 改正の内容

医療機関において医療行為等を受けた際の公費負担分は、皆様からお預かりした国民健康保険税が財源です。その税額の算出方法を今回4方式から2方式に変更するとともに、税率の変更を行います。

#### 【改正前】

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療保険分	6.20%	24.00%	15,200円	18,000円
後期高齢者支援金分	1.70%	6.00%	4,000円	4,600円
介護保険分	1.20%	5.00%	5,200円	4,400円



#### 【改正後】

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療保険分	5.55%	廃止	28,400円	廃止
後期高齢者支援金分	2.52%	廃止	12,900円	廃止
介護保険分	1.35%	廃止	8,700円	廃止

### 2. 子育て世帯への軽減策

#### 【未就学児の均等割軽減】

法改正に伴い、令和4年度より未就学児に対する均等割(医療保険分+後期高齢者支援金分)を5割軽減します。

(一般)41,300円 ➡ (未就学児)20,650円

#### 【小学生～高校生の均等割減免】

市の独自軽減策として、小学生～高校生(18歳の誕生日以降、最初の3月31日まで)の均等割を3割減免します。

(一般)41,300円 ➡ (小中高生)28,910円

国民健康保険税は国保に加入するすべての皆様からお預かりし、安心して医療が受けられるよう創設されている制度です。今後も、定期的に見直しを行い適正な税率を設定する必要があります。

